

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

当町を取り巻いている山々に源を発する大小の谷川は、互いに合流しながらほとんどが北に向かって流れ下り、東の雉子尾川、西の内川の二大支流となって、台町付近で阿武隈川に注いでいる。

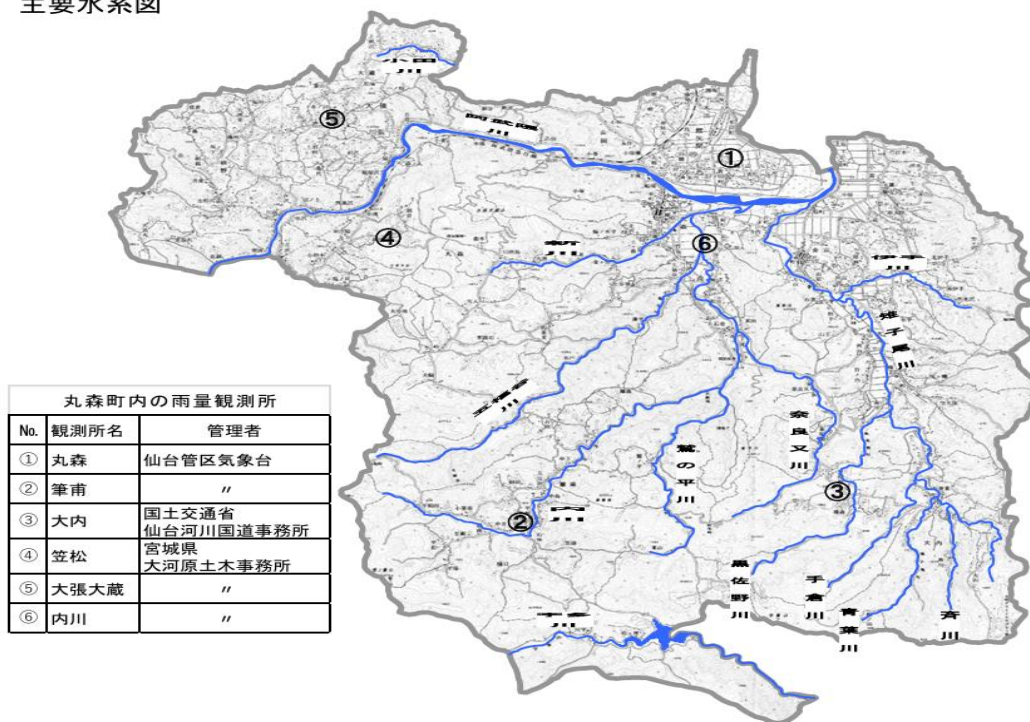
いずれも川幅が狭く、豪雨による洪水の危険があるため、局部的ではあるが改修が行われてきたが、令和元年東日本台風では堤防の破堤、越水、氾濫等により住宅等に甚大な被害が生じた。

(洪水：ハザードマップ)

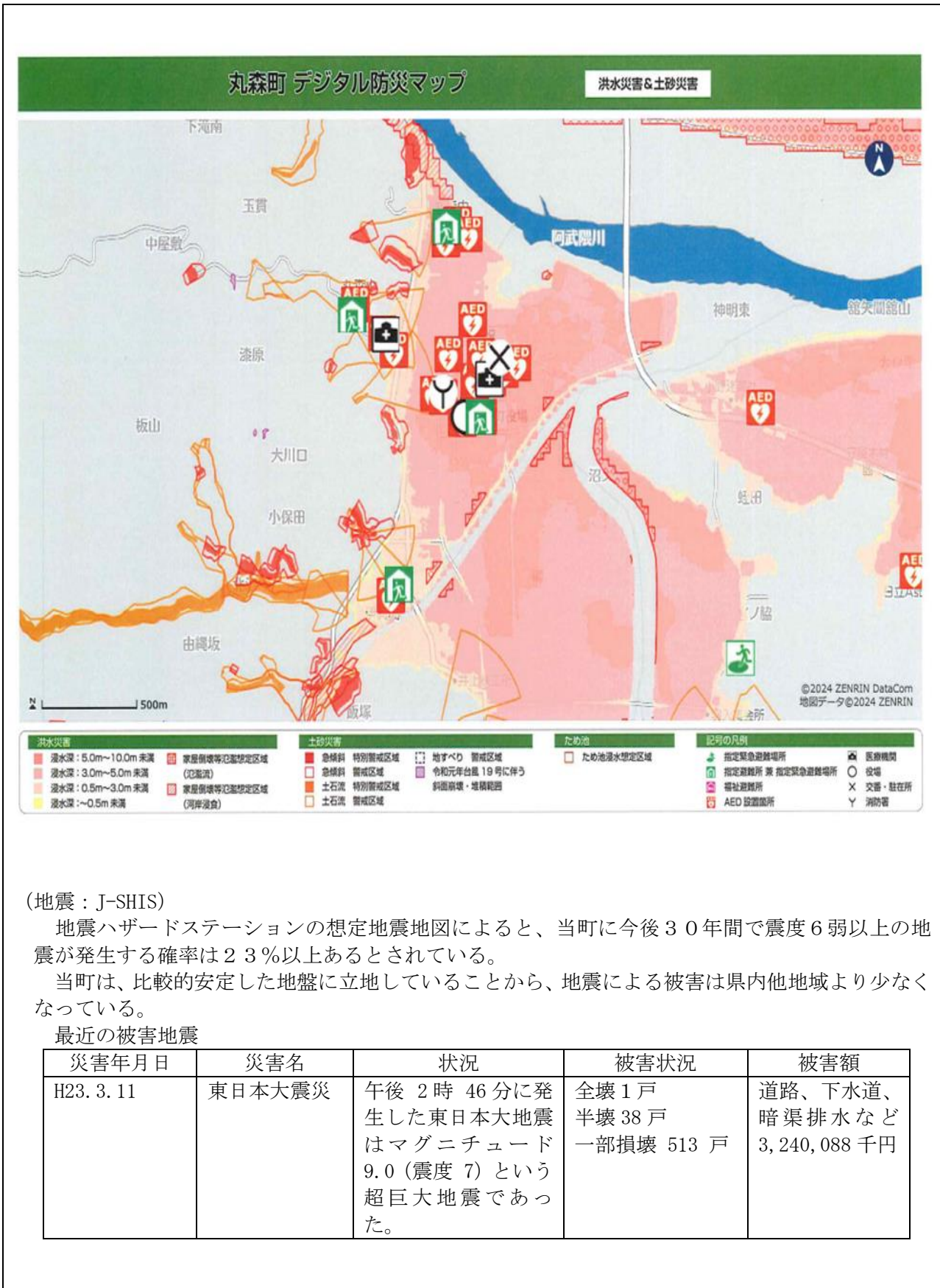
当町では、「阿武隈川」、「内川」、「雉子尾川」が大雨（1000年に1度程度の大雨）により氾濫した場合、洪水が想定される前提総雨量をシュミレーションした結果、町内各所で1m～3mを超える浸水が予想されている。

河川名	前提総雨量	想定頻度
阿武隈川	316mm (2日間)	1000年に1度 程度の大雨
内川	620mm (1日)	
雉子尾川	704mm (1日)	

主要水系図



No.	観測所名	管理者
①	丸森	仙台管区気象台
②	筆甫	〃
③	大内	国土交通省 仙台河川国道事務所
④	笠松	宮城県 大河原土木事務所
⑤	大張大蔵	〃
⑥	内川	〃



(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの想定地震地図によると、当町に今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は 23% 以上あるとされている。

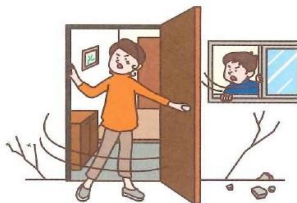
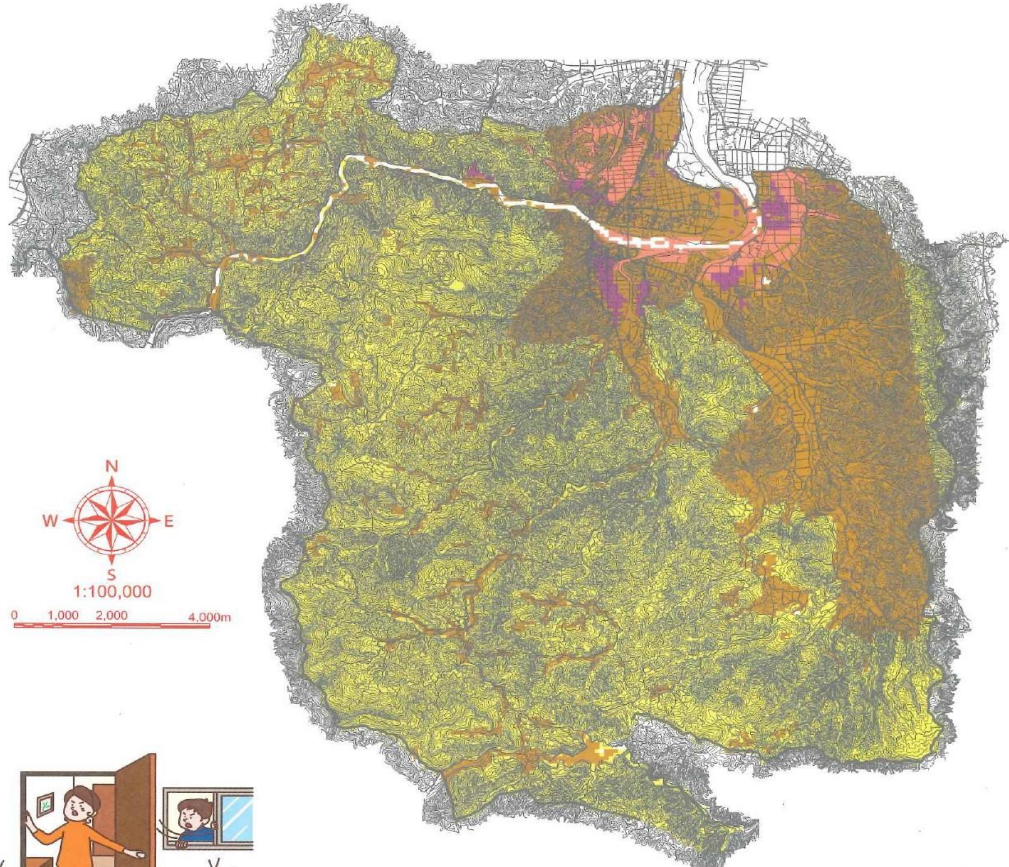
当町は、比較的安定した地盤に立地していることから、地震による被害は県内他地域より少なくなっている。

最近の被害地震

災害年月日	災害名	状況	被害状況	被害額
H23. 3. 11	東日本大震災	午後 2 時 46 分に発生した東日本大地震はマグニチュード 9.0 (震度 7) という超巨大地震であった。	全壊 1 戸 半壊 38 戸 一部損壊 513 戸	道路、下水道、暗渠排水など 3,240,088 千円

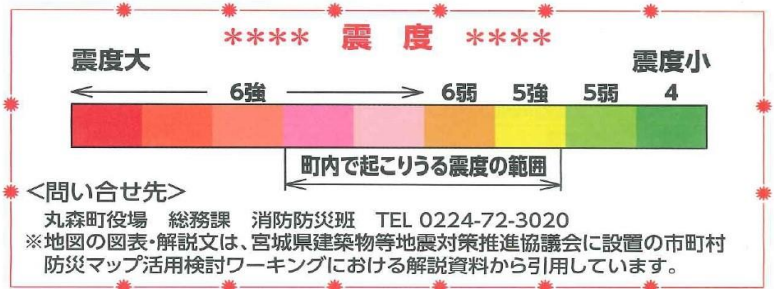
丸森町地震防災マップ

揺れやすさマップ [想定する地震の最大震度の場合]



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
(承認番号 平28情使、第600号)」

このマップは、地域で起こりうる可能性のある最大震度の目安であり、皆様の防災活動に役立てていただくためのものです。



(その他)

※令和元年東日本台風災害

当町では、令和元年10月12日から13日にかけて、局地的に強烈な雨となり、丸森雨量計で総雨量 427 mm、筆甫雨量計で 594 mm、大内雨量計では 612 mm であり、過去 50 年以内では最も多い降雨量だった。

土砂災害により、12名が犠牲者となった。さらには道路や河川などの公共土木施設、農作物や商工業等の被害額が470億円を超える等、町政史上最悪の惨事となった。



図2 令和元年台風19号時の各地区の雨量と水位



図3 丸森地区平野部と館矢間地区の水害の被災状況

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザ感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

当町の商工業者数・小規模事業者の推移（経済センサス、商工会実態調査より）

業種	平成24年		平成28年		令和2年	
	商工業者数	(内 小規模事業者数)	商工業者数	(内 小規模事業者数)	商工業者数	(内 小規模事業者数)
建設業	126	118	113	97	127	122
製造業	74	53	75	68	85	69
卸小売業	174	145	141	126	90	75
飲食業・宿泊業	44	40	40	40	30	30
サービス業	95	83	87	81	115	99
その他	15	14	13	12	3	2
合計	528	453	469	469	450	397
商工会員数	344		340		314	

(3) これまでの取り組み

1) 丸森町の取組

- ・丸森町地域防災計画の策定
- ・丸森町非常時優先業務計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・災害時における防災活動協力に関する協定書の締結
- ・防災備品等の備蓄
- ・丸森町防災マップを作成し全戸配付及びホームページ等で広く情報発信し、平時から災害リスク等の情報提供及び注意喚起

2) 丸森町商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・県主催の事業者BCPに関するセミナーの周知
- ・大規模災害マニュアルの策定
- ・災害対策の共済保険の加入推進
- ・防災備品（発電機、懐中電灯、スコップ等）の備蓄

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について、地域商工業者の具体的な対応策や情報の収集、支援について国及び宮城県の施策周知やBCP策定支援事業の漠然的な記載にとどまり、緊急時の対応についても訓練が実施されていない。加えて、平時・緊急時の対応を指導できる職員も存在しない。

平常時から職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、事業所、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力の向上を図っていく必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクを認識していただくとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当町と当会との間において被害情報報告ルールを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制整備と、関係機関との連携

体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・当会における「大規模災害マニュアル」や当町における「丸森町地域防災計画」及び当町と平成11年8月に締結した「災害時における物資供給に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・事業所立地に応じた災害リスク及びその影響を軽減するための取組や制度についての説明を巡回訪問時に実施する。
- ・会報や広報、ホームページを活用し、国の施策や災害リスク対策の必要性等を周知する。
- ・管内小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易な計画も含む）の策定により実効性のある取組等の推進を実施する。
- ・BCPに関する専門家（損害保険会社）による小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・巡回指導はもちろん会員事業所へは隔月発行している会報で施策を紹介。会員事業所意外にも年1回発行している町内全戸配布版の会報で施策を紹介し、施策普及を行う。

2) 丸森町商工会の事業継続計画を作成

- ・当会は平成23年8月1日に大規模災害マニュアルを作成（詳細は別紙参照）。

3) 関係団体等との連携

- ・宮城県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象にした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・保険会社と連携し、共済・保険制度に係る説明及び契約並びに保険相談会を開催する。

4) フォローアップ

- ・地域内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握し、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。

5) 当該計画にかかる訓練の実施

- ・当町と当会の連絡体制の確認等を行う。訓練については必要に応じて実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発生時には、人命救助を第一として、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに携帯電話、メール、LINE で役職員の安否確認と被害状況、参集可能人数等の確認を行う。
- ・当町と当会はそれぞれのマニュアルやBCPに従い安否確認を実施する。
安否確認の際、①本人、家族の被災状況、②家屋や道路に関する大まかな被害状況、③出勤できる状態かどうか、についても出来るだけ情報を集めることとする。

2) 応急対策の方針決定

- ・当町と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

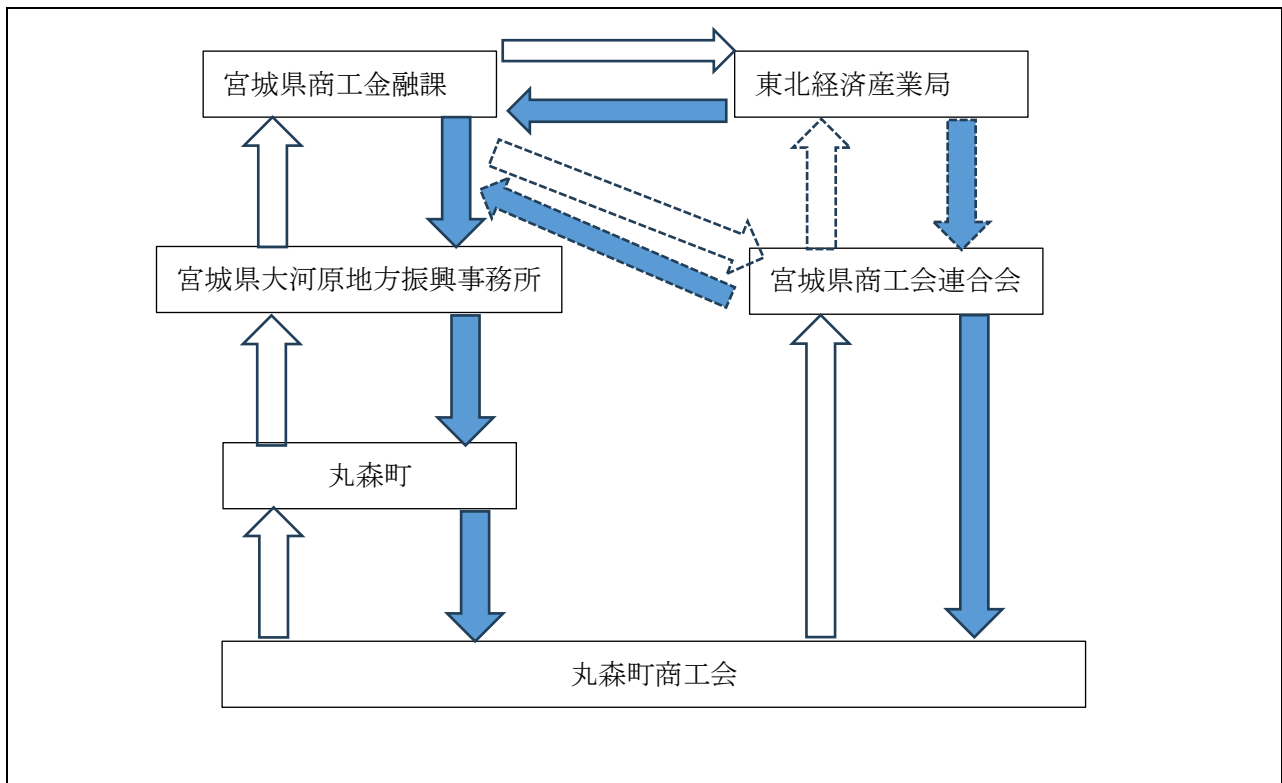
発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～4週間	1週に1回共有する
4週間～3ヶ月	1ヶ月に1回共有する
3ヶ月以降	3ヶ月に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「丸森町地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連携体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の査定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を当町より宮城県大河原地方振興事務所へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を当町より宮城県大河原地方振興事務所へ報告する。

※ただし、急を要する場合については、県商工金融課又は東北経済産業局が直接情報収集する場合があります。



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、必要に応じて事業継続力強化の取組状況や経営状況についても確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮城県商工会連合会等に相談する。

< 6. 地域防災計画との連携（位置づけ等） >

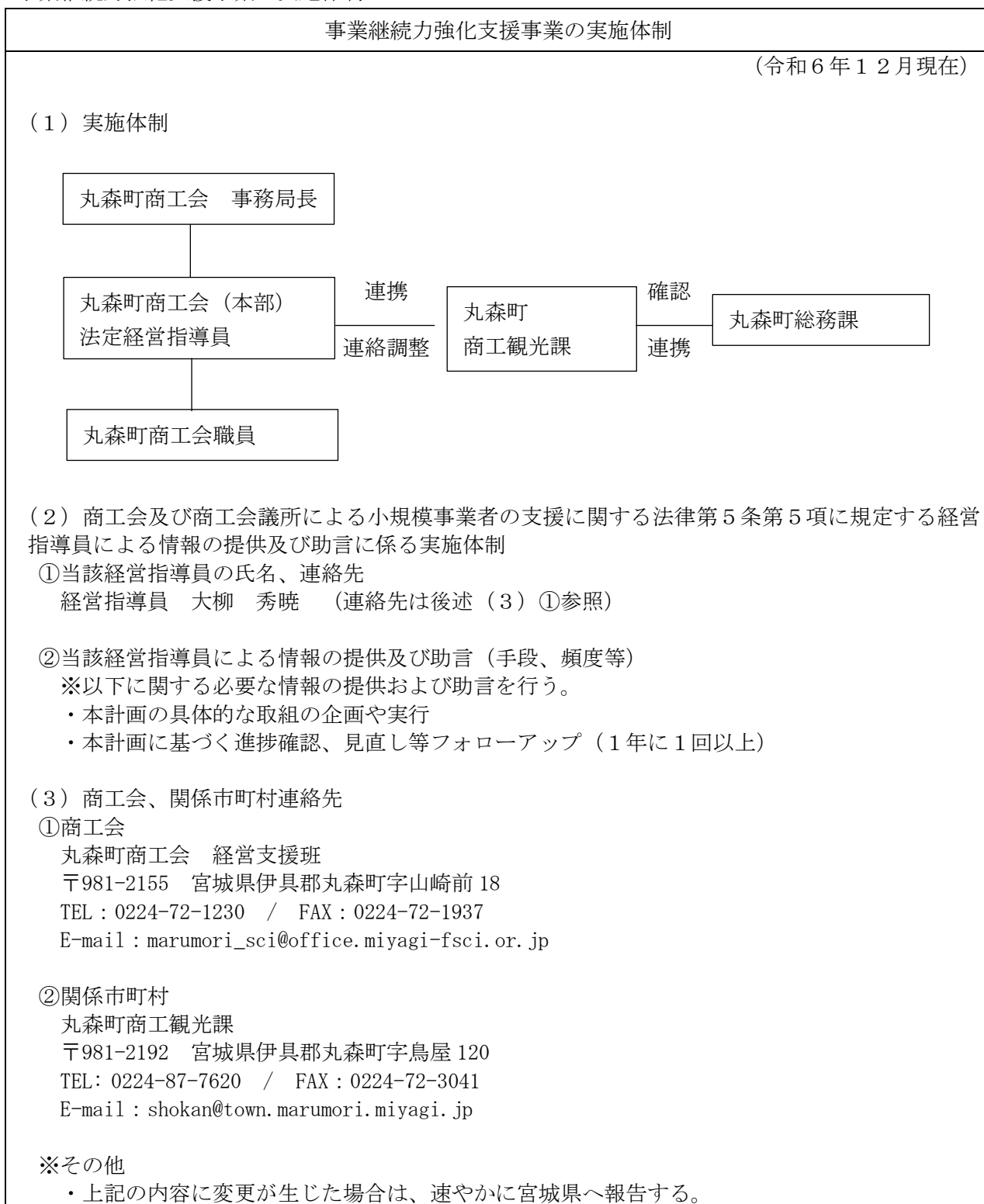
- ・丸森町地域防災計画に基づいて、物価安定や救助用物資、復旧資材の確保等について協力する。
- ・平成11年8月に締結した「災害時における物資供給に関する協定書」に基づき災害時応急生活物資（食料品、飲料水、生活物資等）の確保に協力する。
- ・当町の防災訓練に参加するなど、日頃から連携強化に努める。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	720	720	720	720	720
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ 作成費	150	150	150	150	150
・ パンフ、チラシ 郵送費	70	70	70	70	70
・ 防災、感染対策 費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、丸森町補助金、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。